

八戸圏域住民活動保険 Q&A

Q 1 補償の対象となる活動はどういうものですか。

A 原則、公益性・自主性・計画性がある無報酬の活動です。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものを除きます。
また、危険度が高いものは上記にあてはまる活動であっても対象となりません。

Q 2 加入手続きはどのようにすればいいですか。

A 加入手続き、事前の名簿提出、費用の負担は必要ありません。万が一の事故が起きた時にはじめて手続きが必要となります。

Q 3 町内会主催の夏祭りや運動会での事故は補償の対象になりますか。

A スタッフや運営者は対象となりますが、参加者や競技者、出演者等は対象となりません。

Q 4 回覧板を隣のお家に持っていく途中で転んで怪我をしました。
補償の対象になりますか。



A 対象になります。

Q 5 町内会で日帰りのバス旅行を行っています。この活動は補償の対象となりますか。

A 対象なりません。親睦が主な目的とした活動は対象となりません。

Q 6 町内会で公園の管理を行っています。年に2、3回程度、町内会会員で草刈り機を使用して草刈りを行いますが、補償の対象になりますか。

A 契約等によらない町内会主体の管理であれば、対象になります。
また、草刈機・刈払機（肩掛け・背負い型）や芝刈機（歩行用）などは
対象になりますが、チェーンソーを使用した場合の事故は対象となりません。



Q 7 町内会で防災訓練をします。参加者も補償の対象になりますか。

A 防災訓練の場合は、参加者も対象になります。



Q 8 通学路の除雪作業をトラクターで行っていますが、補償の対象となりますか？

A トラクターなど重機を使用した事故は対象となりません。

ただし、小型除雪機（歩行用）などを使用した除雪は対象となります。



Q 9 老人クラブ主催の地域清掃の際、参加者がぎっくり腰になり、通院しました。

この場合、補償の対象となりますか？

A 腰痛またはむち打ち症等といった自覚症状のみで医学的他覚所見のないものは対象となりません。

Q 10 事故が発生したらどうしたらいいですか？

A 発生時間や場所、状況等、記録してください。

そして速やかに、お住まいの市町村窓口へ連絡してください。

事故報告に基づき、対応および手続き方法をお伝えいたします。



Q 11 全国社会福祉協議会のボランティア活動保険との違いは何ですか？

A 住民活動保険は、ボランティア活動保険で補償の対象外だった町内会で行われる当番制や輪番制で行われる活動（回覧板の回付や班長の業務等）も対象となります。

また、災害現場での救援活動などは危険度が高いため住民活動保険の対象とせんが、ボランティア活動保険では対象となります。補償額も異なります。（下表参照）

		支払金額 ※賠償責任保険については支払限度額	
		住民活動保険	ボランティア活動保険 (基本プラン)
傷害保険	死亡保険金	500 万円	1,040 万円
	後遺障害保険金	15 万円～500 万円 ※後遺障害の程度による	1,040 万円 ※限度額
	入院保険金	1 日につき入院 3,000 円	1 日につき入院 6,500 円
	通院保険金	1 日につき通院 2,000 円	1 日につき入院 4,000 円
	手術保険金	3 万円～12 万円 ※手術の種類による	入院中 65,000 円 外 来 32,500 円
賠償責任保険	身体賠償	1 人につき 1 億円まで 1 事故につき 2 億円まで	1 事故につき 5 億円まで
	財物賠償	1 事故につき 1 億円まで	1 事故につき 5 億円まで
	保管物賠償	1 事故につき 300 万円まで	1 事故につき 5 億円まで